

平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房訟務部門		
施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理		
目 標	基本目標	<p>訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次：平成 1 5 年度 評価総括年次：平成 2 0 年度】</p>	
	達成目標	<p>訟務部門が処理する本訴事件の第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させる。</p>	
	指標	<p>判決により終了した本訴事件の第 1 審のうち，審理期間が 2 年以内であったものの率</p>	目標値等
基本的考え方	<p>第 1 審の訴訟手続について 2 年という数値目標を示した「裁判の迅速化に関する法律」が平成 1 5 年 7 月 1 6 日施行された。</p> <p>裁判に要する期間は，下記「目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因」に記載したとおり，部外の要因にも大きく左右され，訴訟の一方当事者がひとり努力すれば裁判の迅速化が実現するものではないが，訟務組織としては，訴訟運営やその準備活動の充実という観点から，訟務事務処理体制の一層の充実強化を図り，訟務組織が処理する第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させるとの「裁判の迅速化に関する法律」において示された数値目標の実現に向けて，適正かつ迅速な事件処理に努め，もって，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>訟務組織が処理を担当している訴訟をどれだけ迅速に処理することができるかについては，個々の事件の性質や，相手方の訴訟対応，裁判所の訴訟指揮等の外部要因に大きく左右され，必ずしも訴訟の一方当事者がひとり努力すれば裁判の迅速化が実現するものではない。</p> <p>特に，訟務組織が処理を担当する訴訟の多くは，国の行政機関が法律に基づいて行った業務の結果生じた紛争の最終的な解決手段として提訴されるものであり，国民の行政に対する不服と法律による行政の結果が最も激しく対立する場面であり，その紛争が適正に解決されるためには相当の困難を伴うこととなる。また，最先端の科学技術に関する訴訟，新たな法律問題を含む訴訟，多数の原告を擁する訴訟，所管行政庁が存在しない訴訟なども，その処理に多くの困難と時間を要することとなる。このような事情は，裁判における審理の進行に影響を及ぼすものである。</p> <p>例えば，最先端の科学技術に関する訴訟においては，最先端の科学技術に関する専門的知見について，裁判所の理解を得るために，十分に主張・立証を尽くす必要があるが，そのためには訟務事務担当職員自身が専門分野の知識の修</p>		

	<p>得に努めなければならないなど、相当の時間と労力を要することとなる。また、多数の原告を擁する訴訟においては、原告一人一人の個別的損害の認定が不可欠な訴訟も少なくない。</p> <p>なお、前記のとおり、個々の事件の性質や、裁判所及び相手方の対応は、訟務組織において統制できないものである。</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1. 測定時期：平成16年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>訟務組織が処理する本案訴訟で、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間に地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、訟務組織が訴状の送達を受け、又は提訴してから判決が言い渡されるまでの期間が2年以内のものの率を算出した。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1. 平成15年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>迅速な訴訟対応には、所管行政庁等の協力が不可欠であることから、裁判の迅速化に関する法律の施行日である平成15年7月16日に、迅速な訴訟追行について行政庁の一層の協力を求めるため、各府省事務次官あてに法務事務次官通知を発出した。</p> <p>また、裁判の迅速化に関する法律及び民事訴訟法の改正を概観するとともに、国及び行政庁等の職員として訴訟上留意すべき事項を簡潔にまとめた冊子を作成し、これを用いて行政庁職員に対する説明会を随時開催した。</p> <p>なお、平成16年度増員要求において、5年間の時限で、訟務官16名の増員が認められた。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>訟務組織が処理する本案訴訟で平成15年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,095のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け、又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は、785で、その率は71.7%であった。なお、平成15年度中に講じた施策のうち、前記事務次官通知は7月16日付けで発出したが、行政庁職員に対する説明用冊子は、平成16年1月に作成し、その後に説明会等を開催したこと、増員は平成16年度に認められたものであること等から、これらの施策が直ちに平成15年度の訴訟の処理期間に反映されたわけではない。</p> <p>平成15年度中に言い渡された第1審地裁判決の中には、いわゆる戦後補償関係訴訟のように、所管行政庁が既に存在しないため、主張立証等の訴訟追行に困難を伴うもの、労災関係訴訟のように、業務起因性等の判断に最新の医学的知見を必要とするもの、租税関係訴訟のように課税要件の認定判断に困難を伴うものなどが含まれ、結果的に、平成15年度に地方裁判所において言渡しのあった第1審判決のうち約7割が2年以内に言い渡されたものの、残りの約3割については2年を超えることとなった。</p> <p>これは、上記のとおり、事件の性質や、相手方の訴訟対応等によっては、審理の長期化を余儀なくされるという外部要因とともに、裁判所の裁判の迅速化への具体的対応が、緒に就いたばかりであるといった事情にもよると思われる。今後とも、行政庁との協力関係の一層の充実・強化とともに、訴訟事務従事職員の育成と人的・物的資源の充実強化等、体制整備を図るなどして、審理の一層の迅速化に努める必要がある。</p>
<p>見直しの有無</p>	<p>特になし</p>

